

基本戦略名	1-4 みんなで支えあう地域を創る	事業群主管所属・課(室)長名	こども政策局 こども家庭課	川村 喜実
施策名	2 きめ細かな対応が必要な子どもと親への支援	事業群関係課(室)		
事業群名	④ 社会的養護体制の充実	令和5年度事業費(千円)	※下記「2. 令和5年度取組実績」の事業費(R5実績)の合計額	83,405

1. 計画等概要

(長崎県総合計画チェンジ&チャレンジ2025 本文)							(取組項目)			
子どもの家庭における養育が困難又は適当でない場合には「家庭における養育環境と同様の養育環境」を確保する必要があることから、里親等への委託を推進するとともに、これらが適当でない場合には、「できる限り良好な家庭的環境」となるよう、児童養護施設等の小規模かつ地域分散化を進めるなど体制の充実を図ります。							i) フォスタリング機関の設置、里親・ファミリーホーム支援体制の整備など、里親等への委託の推進 ii) 当事者である子どもの権利擁護と、パーマネンシー保障としての特別養子縁組等の推進 iii) 施設の小規模・地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換の推進 iv) 開放的環境への移行や専門性強化など一時保護改革の推進			
事業群	指 標		基準年	R3	R4	R5	R6	R7	最終目標(年度)	(進捗状況の分析)
	社会的養護における里親等への委託措置率	目標値①		19.7%	22.1%	25.4%	29.9%	34.0%	34.0% (R7)	登録里親世帯数については207世帯(令和4年度末)から211世帯と増加したものの、社会的擁護が必要な児童の状況によっては里親等委託に結びつかないケースもあることから、里親委託率の令和5年度の実績値は19.1%と令和4年度末の22.0%を下回った。 目標の達成に向けては、引き続き出前講座や広報啓発活動を実施することにより登録里親の増加を図るとともに、里親への研修等の実施を通じて、養育スキル等の向上を図っていく。
		実績値②	17.3% (R元)	18.6%	22.0%	19.1%			進捗状況	
		達成率②/①		94%	99%	75%			やや遅れ	

2. 令和5年度取組実績(令和6年度新規・補正事業は参考記載)

取組項目	中核事業	事業番号	事務事業名	事業費（単位:千円）			事業概要	指標(上段:活動指標、下段:成果指標)				令和5年度事業の成果等	
				R4実績	うち 一般財源	人件費 (参考)		主な指標	R4目標	R4実績	達成率		
				R5実績					R5目標	R5実績			
				R6計画					事業実施の根拠法令等				R6目標
				事業期間	法令による 事業実施の 義務付け	県の裁量 の余地が ない事業		他の評価 対象事業 (公共、研究等)					
				所管課(室)名				事業対象					
取組項目 i	○	1	里親育成支援事業	24,039	12,019	1,648	●事業内容 社会的養護が必要な児童を、可能な限り家庭的な環境において安定した人間関係の下で育てることができるよう、里親やファミリーホームなどへの委託を推進するため、里親等の育成支援を行う。 ●実施状況 児童相談所に里親支援員を設置し、里親支援機関と連携して里親への訪問等の支援を実施した。また、長崎県里親育成センターすくすくに委託し、里親制度の広報啓発や里親希望者等への研修等を実施した。	【活動指標】 里親出前講座参加者数(人)	300	417	139%	●事業の成果 ・令和5年度末における登録里親数は211世帯と、令和4年度末の207世帯と比較増加した。 ●事業群の目標達成への寄与 ・登録里親数は増加したものの、社会的養護が必要な児童の状況によっては里親委託につながらないケースもあることから、里親等委託率は令和4年度末の22.0%を下回り19.1%となった。	
				26,187	13,099	4,596			300	618	206%		
				29,559	14,839	4,669			300				
			H25-	里親養育包括支援事業実施要綱				【成果指標】	22.1	22.0	99%		
									25.4	19.1	75%		
			こども家庭課	—	—	—			里親および里親希望者	里親等委託率(%)	29.9		
取組項目 ii	○	2	児童虐待防止・支援体制強化事業(子どもの権利擁護事業)	2,750	0	2,296	●事業内容 社会的養護の下で生活している子どもの権利擁護の環境整備を行う。 ●実施状況 児童福祉施設等に入所する子どもの意見表明を支援するアドボケイト(意見表明支援員)を養成するため、子どもアドボケイト養成講座を実施した。令和5年度から養成したアドボケイトを長崎市内3施設へ派遣した。	【活動指標】 子どもからの相談件数(件)	数値目標なし	—	—	●事業の成果 ・子どもアドボケイト養成講座により、2年間で10名を養成し、児童養護施設3施設へ派遣した。 ●事業群の目標達成への寄与 ・子どもの権利擁護の体制構築に向け、意見表明を行うための環境を整備した。	
				2,341	0	2,298			数値目標なし	1件	—		
				1,024	512	2,334			数値目標なし				
			R4-	児童福祉法				【成果指標】	100	—	—		
									100	100	100%		
			こども家庭課	—	—	—			施設等入所児童及び里親委託児童	解決が図られた率(%)	100		

取組項目 iii	○	3	児童福祉関係社会福祉施設整備事業	0	0	0	●事業内容 児童養護施設等が実施する児童ケア単位の小規模化・地域分散化等のための施設整備に要する経費の補助を行う。 ●実施状況 地方公共団体、社会福祉法人等が整備する施設整備及び設備整備に要する費用の一部を補助することにより、県社会的養育推進計画に則った施設のケア単位の小規模化をはじめとした施設の整備を促進し、施設入所児等の福祉の向上を図った。	【活動指標】	—	0	—	●事業の成果 ・R5年度に2施設が補助金を利用して施設整備を実施した。 ●事業群の目標達成への寄与 ・社会的養育推進計画に沿った施設のケア単位の小規模化及び児童家庭支援センターの整備に向けた事前協議等により地域における支援体制の更なる充実に寄与した。
				46,917	2,312	7,716		社会的養育推進計画に則り、小規模化を行う児童福祉施設のうち、当該補助金を利用した施設数（累計）（施設）	1	2	200%	
				124,122	24	7,781		【成果指標】	1			
				次世代育成支援対策推進法第11条				—	—	—		
				H17-				—	—	—		
				こども家庭課				○	—	—	—	
取組項目 iv		4	社会的養護自立支援拠点事業				●事業内容 施設等を退所した児童等のニーズの把握に努めるとともに、情報提供、研修、個別の相談等を行い、児童等の就労、学業の継続と、円滑な社会的自立の促進を図る。 ●実施状況 退所等を控えた方、既に退所等をした方を対象に、生活、就職や進学などの相談支援、対象者同士の交流の場を設けるなどのサポートを実施。また、退所後の生活を見据えた継続支援計画を作成し支援した。	【活動指標】				●事業の成果 ・支援については、退所を控えた者に対する支援が80件、退所者等に対する支援は32件、合計112件であった。継続支援計画については、必要な情報を収集しアセスメントを行い、社会的自立に向けての目標や具体的な支援内容を9件作成した。 ●事業群の目標達成への寄与 ・個別のニーズや課題を抱えている児童等が多く、適切な支援やアドバイスをを行い、関係機関等との連携を図りながら取り組んだ。
				7,960	3,980	3,829		支援を行った件数（件）	数値目標なし	112	—	
				11,962	6,034	3,890		【成果指標】	数値目標なし			
				児童福祉法								
				R5-				数値目標なし	9	—		
				こども家庭課				—	—	—	数値目標なし	
			社会的養護経験者									

3. 実績の検証及び解決すべき課題と解決に向けた方向性

i	フォスタリング機関の設置、里親・ファミリーホーム支援体制の整備など、里親等への委託の推進	●実績の検証及び解決すべき課題 ・令和5年度は、出前講座の開催や広報啓発活動等の実施により、登録里親世帯数は昨年度に比べ4世帯の増となった。 ・地域における里親家庭の理解促進や、里親登録数のさらなる推進のため、地域の児童福祉に理解がある者や子どもの養育を希望する者に対する里親登録の働きかけを行っていく必要がある。	●課題解決に向けた方向性 ・引き続き出前講座や広報啓発活動を実施することにより登録里親の増加を図るとともに、里親への研修等の実施を通じて、養育スキル等の向上を図っていく。
ii	当事者である子どもの権利擁護と、パーマネンシー保障としての特別養子縁組等の推進	●実績の検証及び解決すべき課題 ・意見表明支援員と関わった児童を対象にアンケートを取った結果、約8割の児童が意見表明支援について「わかった」「すこしわかった」を選択する結果となった。 ・児童相談所の一時保護所における第三者制を確保した意見表明支援の実施が課題である。 ・特別養子縁組については、家庭移行支援を行うケースワークを両センターで継続的に実施している。	●課題解決に向けた方向性 ・児童相談所の一時保護所における意見表明支援の方法について、検討を行い体制強化を図る。
iii	施設の小規模・地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換の推進	・児童養護施設におけるケア単位の小規模・地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換のための施設整備を実施しているが、取組の状況には施設によってばらつきが見られることから、計画的に小規模化・地域分散化を進める必要がある。	・引き続き、施設ごとの課題を整理しながら、児童養護施設におけるケア単位の小規模・地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換を推進する。

iv 開放的環境への移行や専門性強化など一時保護改革の推進		●実績の検証及び解決すべき課題 ・子どもを一時的にその養育環境から分離する一時保護中においても、子どもの学習権保障や権利擁護をはかり、一時保護の目的を達成するために必要最小限の期間で、安全・安心な環境において、子ども一人一人の状態に合わせた個別的な対応や適切なケアを提供する必要がある。	●課題解決に向けた方向性 ・閉鎖的な環境で行う一時保護期間を必要最小限とし、開放的な環境において原籍校への登校保障に取り組む等、子ども一人一人の状態に合わせた個別的な対応ができるよう、児童養護施設における一時保護専用施設の整備を県内に4か所で検討する。
-------------------------------	--	---	--

4. 令和6年度見直し内容及び令和7年度実施に向けた方向性

取組項目	中核事業	事業番号	事務事業名	令和6年度事業の実施にあたり見直した内容	令和7年度事業の実施に向けた方向性		
			事業期間		事業構築の視点	見直しの方向	見直し区分
			所管課(室)名				
取組項目 i	○	1	里親育成支援事業	—	⑥	出前講座や広報啓発活動については内容を見直しながら実施することにより登録里親の増加を図るとともに、里親への研修等の実施を通じて、養育スキル等の向上を図っていく。	改善
			H25-				
			こども家庭課				
取組項目 ii	○	2	児童虐待防止・支援体制強化事業(子どもの権利擁護事業)	認定した意見表明支援員の人数等の状況から、訪問頻度等の再検討を行った。また、令和6年度については、養成講座を実施せずに、2年間で養成した意見表明支援員を施設へ派遣することとした。	②	引き続き児童養護施設等に入所する子ども等が意見表明を行うための環境を整備することで、子どもの権利擁護の推進を図る。また、意見表明の支援を行うための実施体制を引き続き検討し、児童相談所の一時保護所においての実施についても検討する。	改善
			R4-				
			こども家庭課				
取組項目 iii	○	3	児童福祉関係社会福祉施設整備事業	—	—	長崎県社会的養育推進計画に基づき、施設の小規模・地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換を行うこととしており、引き続き家庭的養護の推進を図る。	現状維持
			H17-				
			こども家庭課				
取組項目 iv		4	社会的養護自立支援拠点事業	令和5年度は年度途中からの新規事業実施であったため、各施設職員や施設入所児童等への事業説明を含めた周知が主となった。令和6年度は、引き続き施設への周知やイベント、セミナーを開催することで対象児童が拠点を利用する機会を増やすとともに、就労や就学に向けた個別相談を実施し社会的自立の促進を図る。	②	施設等を退所した児童等のニーズの把握に努めるとともに、情報提供、研修、個別の相談等を行い、児童等の就労、学業の継続と、円滑な社会的自立の促進を図る。	現状維持
			R5-				
			こども家庭課				

注:「2. 令和5年度取組実績」に記載している事業のうち、令和5年度終了事業、100%国庫事業などで県の裁量の余地がない事業、公共事業評価対象事業、研究事業評価対象事業、指定管理者制度導入施設評価対象事業については、記載対象外としています。

【事業構築の視点】
① 視点① 事業群としての成果目標に対し、特に効果が高い事業の見極め、事業の選択と集中ができているか。
② 視点② 指標の進捗状況に応じて、その要因分析及びさらに高い効果を出すための工夫、目標に近づけるための工夫を検討・実施できているか。
③ 視点③ 人員・予算を最大限効果的に活用するための事務・事業の廃止・見直しができているか。
④ 視点④ 政策間連携により事業効果が高められないか。事業群としてリーダーの明確化、関係課の役割分担・協力関係の整理ができているか。
⑤ 視点⑤ 県と市町の役割分担・協力関係の整理・認識共有ができているか。
⑥ 視点⑥ 県と民間の役割分担・協力関係の整理・認識共有ができているか。
⑦ 視点⑦ 戦略的に関係者の行動を引き出せているか。
⑧ 視点⑧ 国制度等の最大限の活用が図られているか。国へ政策提案(制度改正要望)する必要はないか。
⑨ 視点⑨ 経済情勢等、環境の変化に対応した効果的・適切な見直しとなっているか。
⑩ その他の視点